

企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等及び実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」に対応した財規等の改正について

金融庁 企画市場局 企業開示課 主任会計専門官 鹿子木 慎亮
金融庁 企画市場局 企業開示課 企業会計専門官 牧野 誠也
金融庁 企画市場局 企業開示課 企業会計第一係長 齊藤 義裕
金融庁 企画市場局 企業開示課 企業会計第一係員 安東 貴哉

I. はじめに

2026年3月31日、金融庁において「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」(令和8年内閣府令第28号)等が公布・施行され、次の規則、ガイドライン及び告示について、所要の改正が行われた。本改正は、主に、2025年10月16日に企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」(以下、「期中会計基準」という)等及び2026年2月27日に公表された実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第48号」という)を踏まえたものである。

【規則】

- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財規」という)
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財規」という)

【ガイドライン】

- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(以下、「財務諸表等規則ガイドライン」という)
- ・「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(以下、「連結財務諸表規則ガイドライン」という)

【告示】

- ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(以下、「基準指定告示」という)
- ・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(以下、「連結基準指定告示」という)

本稿は、本改正の主な内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えておく。

II. 改正の経緯・概要

1. 期中会計基準等の公表

2022年12月、金融庁は「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した。同報告においては、第1・第3四半期について、金融商品取引法(以下、「金商法」という)上の四半期開示義務を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化するほか、開示義務の残る第2四半期については、半期報告書の提出を義務付ける考え方が示された。2023年11月には当該報告に沿った「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立している。

半期報告書は、金商法第24条の5第1項で定める会社の類型によって、記載内容等が異な

る。同項第1号上欄に掲げる会社(上場会社等(特定事業会社を除く))が提出する半期報告書は、基本的に従来の第2四半期報告書の記載内容等を引き継いでおり、そこに含まれる第一種中間(連結)財務諸表は、2024年3月に新たに公表された「中間財務諸表に関する会計基準」(以下、「中間会計基準」という)等によって作成することとされた(すなわち上場会社等(特定事業会社を除く)は第1・第3四半期には「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、「四半期会計基準」という)等に、第2四半期には中間会計基準等によることとなった)。なお、同項第2号上欄に掲げる会社(上場特定事業会社)及び同項第3号上欄に掲げる会社(非上場会社)が提出する半期報告書に含まれる第二種中間(連結)財務諸表については、従来どおり「中間連結財務諸表等の作成基準」(以下、「中間作成基準」という)等によって作成することとされた。

一方、この中間会計基準等の検討過程において、上場会社及び財務諸表利用者から、「中間決算と四半期決算は本来同じ会計基準等に基づいて行うべきである」との意見が聞かれた。こうした意見を踏まえて、中間会計基準等公表後の2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会では、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等を開発することが決定され、2025年10月16日、期中会計基準等が公表された。適用は、2026年4月1日以後開始する年度の最初の期中会計期間からとされている(早期適用の定めは無い)。

2. 実務対応報告第48号の公表

2025年3月31日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、「防衛特別法人税」が創設された。防衛特別法人税は、2026年4月1日以後に開始する事業年度から

課されることとされた。

防衛特別法人税のような新たな税金が創設されると、適用対象となる具体的な税金を規定している企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下、「法人税等会計基準」という)等は、都度、改正が必要となる。さらに、現行の税制改正のスケジュールに鑑みると、税制改正から適用までの短期間に法人税等会計基準等を改正する必要がある。これを不要とするため、ASBJは法人税等会計基準について適用対象となる税金に関する原則的な定めを置く改正を行うこととした。

ただし、当該改正の原則適用は、防衛特別法人税が課される事業年度よりも後になるため、その間、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関して準拠すべき会計基準等が存在しないこととなる。

このため、ASBJは、防衛特別法人税の会計処理及び表示に係る取扱いについて、短期的な対応として実務対応報告を公表することとし、2026年2月27日に実務対応報告第48号を公表した。適用は、2026年4月1日以後開始する年度の期首からとされている(早期適用の定めは無い)。

Ⅲ. 主な改正の内容

1. 期中会計基準等の公表を踏まえた改正

期中会計基準等は、基本的に四半期会計基準等と中間会計基準等の定め及び考え方を引き継いでいるが、金商法に基づく第一種中間財務諸表等と取引所規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるよう、「企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)によって年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則」が採用された。この原則を採用した場合に会計処理への影響が生じる可能性のある項目は、中間会計基準等において経過措置

として定められた次の項目であり、期中会計基準等においてそれぞれの取扱いを定めている。

- ①有価証券の減損処理に係る切放し法
- ②棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- ③一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- ④未実現損益の消去における簡便的な会計処理

期中会計基準等では、①及び②について、「企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則」と整合的である洗替え法が原則とされることになった。一方、従前から切放し法を適用していた企業には、洗替え法への変更に追加的な負担が生じることへの配慮により、例外的に切放し法の継続適用が許容され、切放し法を適用する場合にはその旨を注記することとなった(以下、これを求める規定を「当該注記規定」という)。

金融庁においても、第一種中間(連結)財務諸表について、当該注記規定(財規第202条の2及び連結財規第175条の2)を新設し、期中会計基準等との整合を図っている。他方、中間作成基準においては当該注記規定が存在していない。

この点、中間(連結)会計期間に切放し法を適用した場合、中間(連結)会計期間末後に有価証券の時価や棚卸資産の収益性が回復した際には、年度の経営成績の測定結果が異なりうるものと考えられる。そうした中で、中間(連結)会計期間において切放し法を適用した旨は、財務諸表利用者が企業の経営成績を正しく理解する上で、第一種中間(連結)財務諸表と第二種中間(連結)財務諸表のいずれにおいても重要な情報であると考えられる。よって、第二種中間(連結)財務諸表においても当該注記規定(財規第305条の2及び連結財規第287条の2)を新設することとした。

また、期中会計基準等では、期中における切放し法を「期中切放し法」と表現しているが、

これは年度決算における会計方針との違いを明確にするためである。この「期中切放し法」という用語には、中間(連結)会計期間のみならず、四半期(連結)会計期間において切放し法を適用する場合が含まれる。本改正は中間(連結)会計期間に係る注記を求めるものであり、四半期の概念を含む「期中切放し法」という用語は馴染まないため、「期中切放し法」という用語は用いず、「切放し法」という用語を用いている。なお、本改正においては、財規第202条の2及び第305条の2における「当中間会計期間に係る」の記載並びに連結財規第175条の2及び第287条の2における「当中間連結会計期間に係る」の記載により、これらの条文における「切放し法」が年度決算でなく中間(連結)会計期間の会計方針であることは明らかであり、「切放し法」と表記することによる実務上の支障は特段生じないものと考えられる。

なお、当該注記規定は、会計方針として切放し法を継続適用した場合にその旨の注記を求めるものであるため、評価損又は切下げ額の計上がなかったとしても、注記そのものは必要である。

本改正では、基準指定告示及び連結基準指定告示の改正も行っており、ASBJが2025年10月16日に公表した期中会計基準を含む4基準を、財規第1条第3項及び連結財規第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準としたうえで、中間会計基準は削除している。また、これに伴い、財務諸表等規則ガイドライン136及び連結財務諸表規則ガイドライン107を改正している。

2. 実務対応報告第48号を踏まえた改正

本改正では、財規、財務諸表等規則ガイドライン、連結財規及び連結財務諸表規則ガイドラインにおいて、貸借対照表上の「未払法人税等」及び損益計算書上の「法人税、住民税及び事業

税」に防衛特別法人税が含まれることを定めている。

IV. 適用時期

上記Ⅲ.1 (期中会計基準等を踏まえた改正)で改正された財規及び連結財規については、期中会計基準等の適用時期とあわせて、2026年4月1日以後に開始する中間(連結)会計期間に係

る中間(連結)財務諸表について適用される。また、上記Ⅲ.2 (実務対応報告第48号を踏まえた改正)で改正された財規及び連結財規については、実務対応報告第48号にあわせて、2026年4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)に係る(連結)財務諸表について適用される(中間も同様)。